

賃 貸 借 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
と（以下「丙」という。）とは、グロースチャンバーの賃貸借につ
いて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条 乙は、甲にグロースチャンバー（以下「装置」という。）を賃貸し、甲は、
これを賃借するものとする。

２ 装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）の
とおりとする。

（賃貸借の債務の引受け）

第２条 乙は、装置の賃貸借の債務については、丙を連帯債務者として、丙に引き受
けさせるものとし、丙は、これを連帯して引き受けるものとする。

（賃貸借期間）

第３条 この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定
に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間（以下「賃貸
借期間」という。）は、令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日までと
する。

（賃貸借料等）

第４条 装置の賃貸借料並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」とい
う。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除等により賃貸借期間に１箇月未満の端数が生じた場合は、
賃貸借料等の月額を日割り計算するものとする。

賃貸借料	金〇〇〇〇円（月額 金〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇円（月額 金〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇円（月額 金〇〇〇〇円）

（費用の負担）

第５条 装置の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する経費（保険
料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第６条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に納付
しなければならない。

２ 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に
帰属させることができる。

（又は、第６条 契約保証金は、免除する。）

（賃貸借料等の請求及び支払）

第７条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、丙は、翌月の１０日までに賃貸借料等の月

額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による丙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に丙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に賃貸借料等の全部又は一部を支払わない場合には、丙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

4 甲が、丙からの請求に対して、丙に賃貸借料等の月額を支払ったときは、当該賃貸借料等の月額に相当する甲の乙に対する債務は消滅するものとする。

（装置の修理等）

第８条 甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

（装置の取替え又は改造）

第９条 装置の取替え又は改造は、甲乙丙協議の上、行うものとする。

2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

（契約不適合責任）

第１０条 装置の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

（装置の移転）

第１１条 甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。

（装置の返還）

第１２条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除に伴う装置の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

（管理義務）

第１３条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

（秘密の保持）

第１４条 乙又は丙若しくは乙の指示に基づいて装置の納入業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第１５条 乙又は丙は、賃貸借に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記１個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第１６条 甲、乙又は丙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第１７条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙又は丙がこの契約に違反したとき。

（２）乙又は丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

（３）乙又は丙の役員等（乙又は丙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

２ 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

３ 甲は、前２項の規定による契約の解除によって生じた乙及び丙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（契約に係る費用）

第１８条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（保険）

第１９条 乙は契約期間中、乙の負担によりこの装置に対して動産総合保険を付保するものとする。

（協議等）

第２０条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第６章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県総合農業試験場
場 長 下田 透 印

乙 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇
代表者 職 氏 名 印

丙 △△市△△町△△番地
△△△
代表者 職 氏 名 印

別紙

明 細 書

1 保管場所 宮崎県総合農業試験場 生物環境部研究棟 1 微生物保存室

2 装置の内容及び数量

名 称	型 式 名	数 量
グロースチャンバー (電球色LED照明付)	MLR-352-PJ	2 台